

鳥取県障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告要領

1 報告対象となる事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所（以下「事業所」という。）とする。ただし、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町に所在する事業所を除く。

2 報告対象となる内容

各事業所は、1 に掲げる事業所におけるサービス提供中に下表に掲げる事故等が発生した場合に、県に対して事故等の報告を行うこと。なお、報告に当たっては以下のことに留意すること。

- ・「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含むものとする。また、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含むものとする。
- ・事業所の過失の有無は問わない。
- ・ただし、利用者が、事故等発生からある程度の期間を経て死亡した場合は、事業所は速やかに県へ連絡し、県の指示があれば、報告書を再提出すること。

事故等の区分	内 容
死亡	・明確な病死以外の死亡
負傷	・医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合。（治療に要する期間が 30 日以上となるもの）
感染症	・同一の感染症又は食中毒（疑い含む）による重篤患者が、1 週間以内に 2 名以上発生した場合。 ・同一の感染症又は食中毒（疑い含む）の患者が、10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。 ・前 2 項の内容に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、報告が必要であると事業所が判断した場合。
その他	・上記に該当しない負傷や感染症等に起因する事案で、利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）から苦情が出ている場合。 ・事業所の責に帰すべき事由により、利用者等の利益を害する事案（個人情報の漏えい（疑い含む）等）が発生した場合。 ・その他、報告が必要であると事業所が判断した場合。

3 報告内容（様式）

別紙様式「事故等報告書」（以下「報告書」という。）

※個人情報の漏えい事故等の場合も、同様式を使用すること。

※利用者等への報告様式に、県が求める報告内容全てが含まれている場合は、利用者等への報告様式をもって県へ報告を行うことも可能とする。

4 報告の手順

事業所は、2に定める事故等が発生したときは、5に掲げる報告先へ、以下のとおり速やかに報告するものとする。

- (1) 事故等の応急措置後、速やか（遅くとも応急措置後5日以内を目安とする）に、必要事項を記載した報告書をファクシミリ又は電子メールにより報告先へ送付し、さらに電話により報告先に報告（以下「第一報」という。）するものとし、第一報が確実に到着していることを報告先に確認すること。
- (2) 事業所は、第一報後おおむね2週間以内に、報告書により、報告先に事故等の原因分析結果、再発防止策等を報告（以下「続報」という。）すること。
- (3) 続報において、報告書の作成に相当の時間を要する場合は、報告できる事項から順次報告し、処理状況を明らかにすること。

5 報告先

報告先は、次のとおりとする。

事業所 所在圏域	報告先	電話・ファクシミリ	メールアドレス
中部	中部総合事務所 県民福祉局 福祉課	電 話：0858(23)3128 ファクシミリ：0858(23)4803	chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部	西部総合事務所 県民福祉局 福祉課	電 話：0859(31)9314 ファクシミリ：0859(31)9639	seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

附 則

この要領は、令和6年6月6日から施行する。

この要領は、令和7年4月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。